

郡山市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に基づき、協働により地域福祉の総合的な推進を図る郡山市地域福祉計画（以下「計画」という。）の策定に当たり、有識者の意見を聴くために開催する郡山市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(委員会の役割)

第2条 委員会は、次の事項について意見交換を行う。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画に係る調査等に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(委員会の構成)

第3条 委員会の委員は、20人以内とし、地域福祉について優れた識見を有する者のうちから市長が依頼する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が依頼する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健福祉及び医療関係者
- (3) 地域活動団体等関係者
- (4) 公募市民
- (5) その他市長が指名する者

3 委員への依頼期間は1年以内とする。

4 委員会には座長を置き、委員の中から互選により選出する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、市長が招集する。

2 会議は、座長が進行する。

3 座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名する者が会議を進行する。

(関係者の出席)

第5条 市長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、保健福祉部保健福祉総務課において行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の開催に関して必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。